

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項、第 49 条の 7 第 1 項及び第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定に基づき、指定緊急避難場所兼指定避難所 1 箇所を指定し、指定緊急避難場所兼指定避難所 1 箇所の指定を取消すので、公告する。

令和 6 年 3 月 22 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 変更年月日
令和 6 年 4 月 1 日（月）
- 2 内容
「ゑしんの里記念館」を指定緊急避難場所兼指定避難所に指定
「旧山部小学校」の指定緊急避難場所兼指定避難所の指定を取消